

総務省本省新型インフルエンザ対応業務継続計画

平成 22 年 1 月

総 務 省

第1章 基本的な考え方

1. 1 目的

新型インフルエンザは、過去、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となれば、大きな健康被害とこれに伴う社会的・経済的影響が生じると懸念されている。このため、発生時においては、感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済を破綻に至らせないことが必要である。

総務省をはじめ政府の各部門においては、新型インフルエンザ発生時においても、新型インフルエンザ対策に関する業務を実施するほか、国としての意思決定機能を維持し、最低限の国民生活の維持等に必要な業務を円滑に継続することが必要であるとともに、関係機関や地方公共団体、国民への情報提供や支援を混乱することなく適切に行うことが求められる。

本計画は、新型インフルエンザ発生時においても、想定される社会・経済の状況を踏まえ、総務省がその機能を維持し必要な業務を継続するために講ずべき措置をあらかじめ定めることを目的とする。

1. 2 被害状況の想定

新型インフルエンザが発生した場合、全人口の25%が罹患し、一つの流行の波が約2か月続き、その後、流行の波が2回又は3回あると考えられている。

新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議が策定した「新型インフルエンザ対策行動計画」においては、医療機関を受診する患者数は約1,300万人から約2,500万人、死亡者数については約17万人から約64万人と推計している。

社会・経済的影響としては、全国的に、従業員本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大40%程度が欠勤すると想定されるとともに、不要不急の事業の休止、物資の不足、物流の停滞等が予想され、経済活動が大幅に縮小する可能性があるとしている。また、国民生活においては、学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、外出の自粛等社会活動が縮小するほか、食料品・生活必需品等が不足するおそれもあり、あらゆる場面で影響が出ることが予想されるとしている。

本計画は、これら被害状況の想定に基づき策定するものであるが、新型インフルエンザの流行規模や被害の程度は、出現した新型インフルエンザの病原性や感染力等に左右されるものであり、現時点で予測することは難しいことから、実際には、被害の状況や事態の進行に応じて柔軟に対応する。

1. 3 基本方針

新型インフルエンザが発生した場合、社会・経済の破綻を防ぎ、国民生活を守るため、総務省をはじめ各府省における新型インフルエンザに関する業務や最低限の国民生活の維持等に必要な業務を中断することは許されず、適切な意思決定に基づき継続することが求められる。

一方、新型インフルエンザ発生時には、多くの職員が本人の罹患や家族の看病等のため休暇を取得する可能性があり、また、感染者と濃厚接触した職員についても外出自粛を要請され、出勤不能となる。更に、新型インフルエンザの感染拡大時には、業務に必要な物資やサービスの確保が困難になる可能性がある。

本計画は、職員の生命・健康を守りつつ、必要な業務を継続するために、職場における感染防止策を徹底するとともに、業務の絞り込みを徹底して行い、真に継続すべき業務に資源を集中させることを基本として策定する。

1. 4 他計画との関係

総務省においては、平成20年7月に首都直下地震を想定した「総務省本省業務継続計画」を策定したところであるが、地震災害と新型インフルエンザでは、被害の様相やそれを踏まえた対応が相当異なることから、新たに本計画を策定する。

また、総務省においては、平成20年3月に新型インフルエンザの発生に伴う事態に適切かつ迅速に対処するために「総務省新型インフルエンザ対策ガイドライン」を策定したところであるが、新型インフルエンザ発生時に想定される社会・経済の状況を踏まえた措置をあらかじめ定める必要があることから、本計画を策定するものである。

1. 5 本計画の適用範囲

本計画は、総務省本省（施設等機関及び地方支分部局を除く。）及び公害等調整委員会を対象に適用する。

施設等機関及び地方支分部局については、各機関において、その業務内容や組織実態に合わせて、本計画等を参考に別途策定する。

第2章 実施体制

2. 1 平常時の体制

新型インフルエンザの発生に備え、関係府省が一体となった取組を総合的に推進し、業務継続に係る各府省間の横断的・統一的事項に関する方針の調整や情報交換が行われる新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議等の機会を利用し、関係府省との連携を図る。

総務省においては、消防庁を含めて、新型インフルエンザの発生に伴う事態に適切かつ迅速に対応するため、総務大臣を本部長とする総務省新型インフルエンザ対策本部（以下「総務省対策本部」という。）を設置し、また、総務省対策本部の下に、大臣官房企画課長を幹事長とする総務省新型インフルエンザ対策本部幹事会（以下「総務省幹事会」という。）を設置している。これらを通じて、省内各部署等が緊密に連携を図るとともに、地方公共団体、社会機能維持に関わる事業者との連携を図る。

なお、本計画に係る意思決定は、総務省対策本部において行う。

2. 2 発生時の体制

新型インフルエンザが発生した場合、政府における新型インフルエンザ対策本部（以下「政府対策本部」という。）が設置され、基本的対処方針の決定等が行われる。また、内閣官房に、新型インフルエンザ対策本部事務局（以下「政府事務局」という。）が組織され、各種対策の調整等が行われる。

総務省においては、政府事務局と緊密な連携を図りつつ、総務省対策本部を開催して速やかに本計画の発動を決定する。

各課室等においては、本計画の発動を受け、あらかじめ定めておいた人員体制等を、実際の状況に合わせて調整しつつ、具現化する。

なお、新型インフルエンザの発生段階に応じ、職場における感染防止策や継続すべき業務内容を変更する。また、病休者等の増加により、職員の勤務体制や指揮命令系統も変化することから、実際の状況に応じて対応を変更するなど、弾力的な運営を行う。

第3章 新型インフルエンザ発生時における業務継続

3. 1 業務継続の基本方針

総務省においては、各府省とともに、国民の生命・健康を守り、社会・経済の破綻を防止するため、適切な意思決定に基づき、新型インフルエンザ対策に関する業務（以下「新型インフルエンザ対策業務」という。）を最優先に実施するとともに、最低限の国民生活の維持等に必要な業務（以下「一般継続業務」という。）を継続する。

- (1) 新型インフルエンザ対策業務及び一般継続業務（以下「発生時継続業務」という。）を実施及び継続できるよう、必要な人員、物資、情報入手体制、相互連携体制等を確保する。特に人員については、国内における新型インフルエンザの発生以降、発生時継続業務以外の業務を一時的に大幅に縮小又は中断し、その要員を発生時継続業務に従事する職員が欠けた場合の代替要員として確保する。
- (2) 発生時継続業務以外の業務のうち、感染拡大につながるおそれのある業務については極力中断する。
- (3) 多人数の参加を得て行う会議等の業務については、通信機器の活用を図るなど代替手段を検討し、それが困難な場合には、中止又は延期する。
- (4) 発生時継続業務を適切に実施・継続するため、職場における感染防止策を徹底し、交代制勤務など感染リスクを低減させるための勤務体制を工夫する。
- (5) 感染リスクが高いものの、やむを得ず継続することが求められる業務については、より感染リスクの低い実施方法への変更等を検討する。

3. 2 業務仕分け

新型インフルエンザ発生時において、職員の生命・健康を守りつつ、必要な業務を継続するために、業務の絞り込みを徹底して行い、真に継続すべき業務に資源を集中させるため、業務継続の基本方針を踏まえ、あらかじめ、発生時継続業務とそれ以外の業務の仕分けを行う。その際の基本的考え方は以下のとおりである。

なお、各府省又は省内各部局等に指示する立場にある部局等にあつては、各府省又

は省内各部局等の負担軽減に配慮し、具体的方策を検討する。

(1) 新型インフルエンザ対策業務

新型インフルエンザ対策行動計画等で取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザの発生により新たに発生し、又は業務量が増加するものであり、総務省においては、以下のものが考えられる。

- ・ 新型インフルエンザ発生時の社会・経済の混乱防止、社会機能維持に関わる事業者や地方公共団体に対する支援等の業務
- ・ 新型インフルエンザ対策に関する情報収集・分析、連絡調整
- ・ 感染防止業務（マスク、消毒液の配布・補填、感染媒介の懸念がある箇所の消毒、訪問者の入館規制、面談場所の制限等）
- ・ 広報関係業務
- ・ 新型インフルエンザ発生時における緊急の法令等関連業務

(2) 一般継続業務

最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小・中断することによって、国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、まん延期であっても業務量を大幅に縮小することが困難なものであり、総務省においては、以下のものが考えられる。

なお、一般継続業務であっても、まん延期の行政需要の低下により、一定期間の休止や業務量縮小が可能なものがあり得ることから、業務内容や作業手順を精査し、より少人数により短時間で効率的に実施するための工夫を行う。

- ・ 発生時継続業務を継続するための環境を維持するための業務
- ・ 予算関連業務等（予算・決算、税制、組織・定員、会計検査への対応等）
- ・ 国会関連業務（質問・資料要求への対応等）

(3) 発生時継続業務以外の業務（縮小・中断業務）

中長期的な業務など、緊急に実施することが必須ではなく、一定期間、大幅な縮小又は中断が可能な業務であり、施策の実施が遅れることにより国民生活や経済活動に一定の影響はあるが、業務資源の配分の優先順位の観点から一定期間の大幅な縮小又は中断がやむを得ないものである。

なお、発生時から段階的に業務を縮小し、まん延期には可能な限り中断し、感染リスクが高い業務については、基本的には中断し、中断できない場合であっても、必要最小限の業務のみに縮小して継続する。

第4章 人員、物資等の確保

4. 1 指揮命令系統の確保

新型インフルエンザ発生時に、業務上の意思決定者である幹部が罹患する場合も想定し、意思決定の停滞を防ぐため、各部局等においては、発生時継続業務に携わる幹部について、感染防止策を講ずるとともに、当該幹部が罹患し職務執行が困難となった場合の代行者を確保し、幹部と代行者が同時に罹患しないよう措置を講ずる。

4. 2 人員の確保

各課室等において、発生時継続業務の遂行に必要となる人員を確保するための計画をあらかじめ策定する。

当該計画においては、学校・保育施設等の臨時休業や介護サービスの不足により家族の都合で出勤困難となる可能性のある職員や発生時継続業務の遂行のために必要となる専門知識・特殊技能等を有するなど代替が困難な職員を具体的に把握し、職員の欠勤率を40%と想定する一方、新型インフルエンザ対策業務について業務量が増加しても全体が機能するように策定する。

その際、通勤時や勤務時の感染機会を低減するため、班交代制導入など勤務体制を工夫する。

なお、各課室等において、発生時継続業務の遂行に必要となる人員を確保できない場合は、各部局等において調整して確保する。

4. 3 物資・サービスの確保

庁舎管理や警備、清掃・消毒業務、各種設備の点検・修理、消耗品の供給等、新型インフルエンザ発生時においても継続して確保することが必要な物資・サービスについて、提供事業者に対し、事業継続に向けた協力を要請する。当該事業者における事業継続が困難と判断される場合には、代替策を検討する。また、業務継続に必要な物資については計画的に備蓄を進める。

4. 4 情報システムの維持

新型インフルエンザ発生時においては、海外からの情報収集、国民や事業者、関係機関などへの情報発信が重要となるため、情報システムの維持は不可欠であることから、総務省の情報システムはもとより、行政機関が共用する情報システムの整備及び管理にも万全を期し、感染拡大によるオペレータ、受託事業者の庁舎内常駐者、機器の故障が発生した場合のメンテナンスサービスなどの不足等も想定して措置を講ずる。

4. 5 診療所の業務継続

総務省共済組合は、診療所における業務継続計画を策定し、新型インフルエンザ発生時の診療方針及び体制を明確にするとともに、医薬品等（抗インフルエンザウイルス薬を含む。）の備蓄方針を定め、確保に努める。

第5章 感染防止の徹底

新型インフルエンザの感染経路は、現段階で特定することはできないものの、飛沫感染及び接触感染が主な感染経路であると推測されることから、総務省においては、飛沫感染及び接触感染を想定した防止対策を確実に講ずる。

5. 1 職場での感染防止策

各課室等においては、庁舎内における感染防止策について、適切に実行できるよう、感染防止実施責任者、感染防止業務に従事する職員等をあらかじめ明確にする。

なお、基本的な感染防止策としては、以下の事項が考えられる。

- ① 対人距離の保持
- ② 感染者との接触機会の低減
- ③ 手洗い、手指消毒及びうがい
- ④ 咳エチケット
- ⑤ 職場の清掃・消毒

5. 2 発症者への対応

- (1) 新型インフルエンザ様症状のある職員で入院措置がなされない者に対しては、病
気休暇を取得するよう要請するとともに、併せて、外出自粛を徹底するよう要請す
る。
- (2) 濃厚接触者として感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平
成10年法律第114号）の規定に基づき外出自粛等を要請された職員に対しては、
特別休暇の取得を認めるとともに、外出自粛を徹底するよう要請する。
- (3) 庁舎内において発症者が発生した場合には、各課室等において、保健所等に設置
された発熱相談センターに連絡し、対応を確認し、発症者を医療機関又は保健所の
搬送車等により、発熱相談センターから指示された医療機関に搬送する。
また、発症者と濃厚接触の可能性がある職員については、発熱相談センターに連
絡して、その指示に従う。

第6章 業務継続計画の実施

6. 1 発動

海外で新型インフルエンザが発生し、政府対策本部が第二段階（国内発生早期）を
宣言した場合、政府事務局と緊密な連携を図りつつ、総務省対策本部を開催し、本計
画の発動を決定して、速やかにあらかじめ定めておいた人員体制等に移行する。

初期段階（海外発生期、国内発生早期）では、発生した新型インフルエンザが重篤
な場合を想定して、発生時継続業務以外の業務については、早期に一旦縮小・中断し、
その後、状況を踏まえて縮小・中断の見直しを検討する。ただし、海外発生期から国
内発生までに一定の時間があり、重篤性等が明確になっている場合は、この限りでは
ない。

6. 2 状況に応じた対応

本計画発動後は、事態の進展に応じ、本計画に沿って、人員体制等を変更する。そ
の際、業務遂行上生じた問題等について、総務省対策本部に情報を集約し、必要な調
整を行う。

6. 3 通常体制への復帰

政府対策本部が第四段階（小康期）に入ったことを宣言した場合、総務省対策本部
は、通常体制への移行を検討する。

なお、小康状態の後、第二波、第三波が到来する可能性があることから、感染防止策を緩めることなく、第二波、第三波に備えた対応を検討する。

第7章 業務継続計画の維持・管理等

7. 1 関係機関との連携

本計画について、業務遂行上関係のある府省、地方公共団体その他の関係機関との連携を確保し、積極的に調整を行う。

7. 2 教育・訓練

本計画を有効に実施するため、全職員に対し周知徹底する。特に、発生時継続業務に従事する職員に対しては、発生時の対応について周知し、理解させるとともに、定期的に教育・訓練を行う。

また、庁舎内において発症者が発生した場合に対応する職員等、適切な個人防護策を講じる必要がある職員に対しては、綿密な教育・訓練を行う。

7. 3 点検・改善

本計画を有効に実施するため、各課室等においては、人員体制等の計画について、人事情報等を反映し、継続的に更新する。

本計画については、新型インフルエンザに関する新しい知見が得られた場合、新型インフルエンザ対策行動計画等に変更があった場合等には、適宜改正する。